

2022年度 鈴鹿事業場 交通安全活動

鈴鹿安全衛生課 交通安全
2023-1-27

2022年度 月度交通事故発生状況



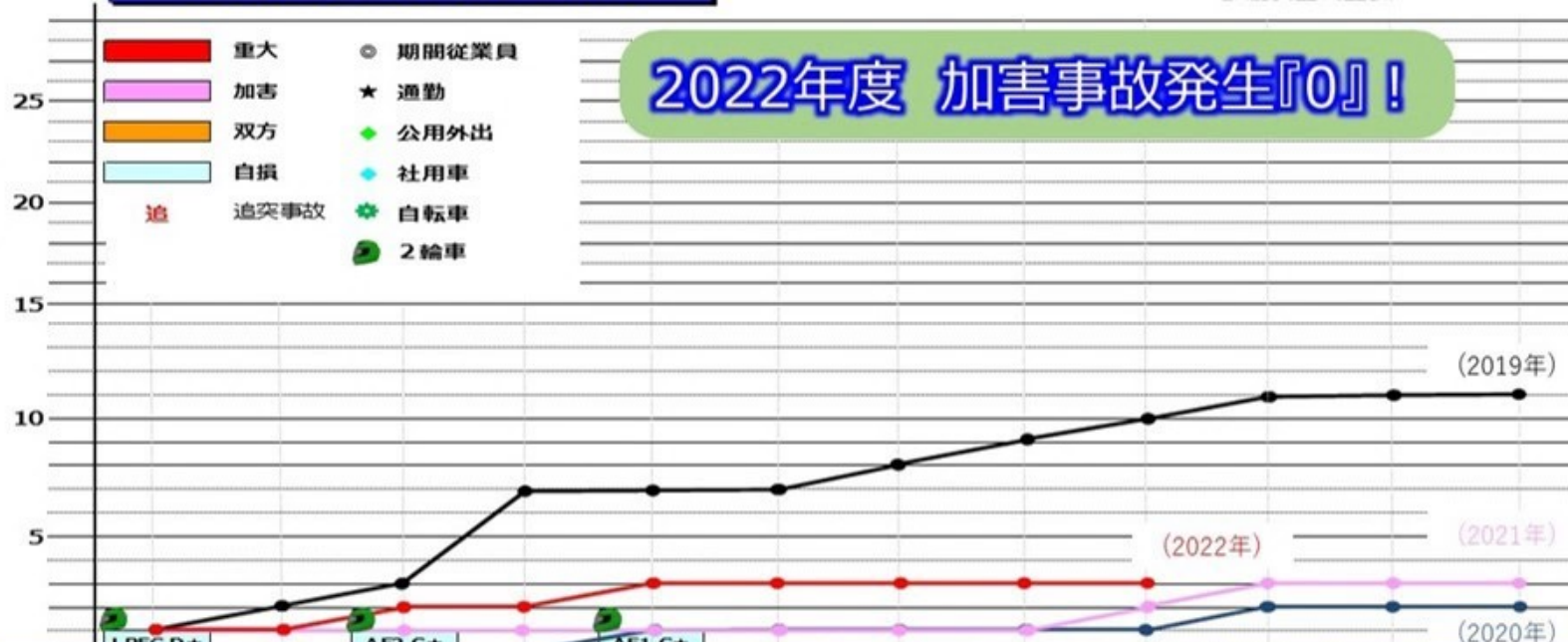
99期 交通事故発生状況

鈴鹿安全衛生課

Aランク
・交通四悪
・死亡/障害等級7級以上
Bランク
・入院1ヶ月以上の事故
・出張/公用外出時、入院を伴う人身事故※1
Cランク
・入院1ヶ月未満の事故
・出張/公用外出時の人身事故※1
Dランク
・A～Cランク以外の事故
・出張/公用外出時の物損事故

※1出張/公用外出時の交通事故で従業員本人が負傷した場合、業務災害として扱う

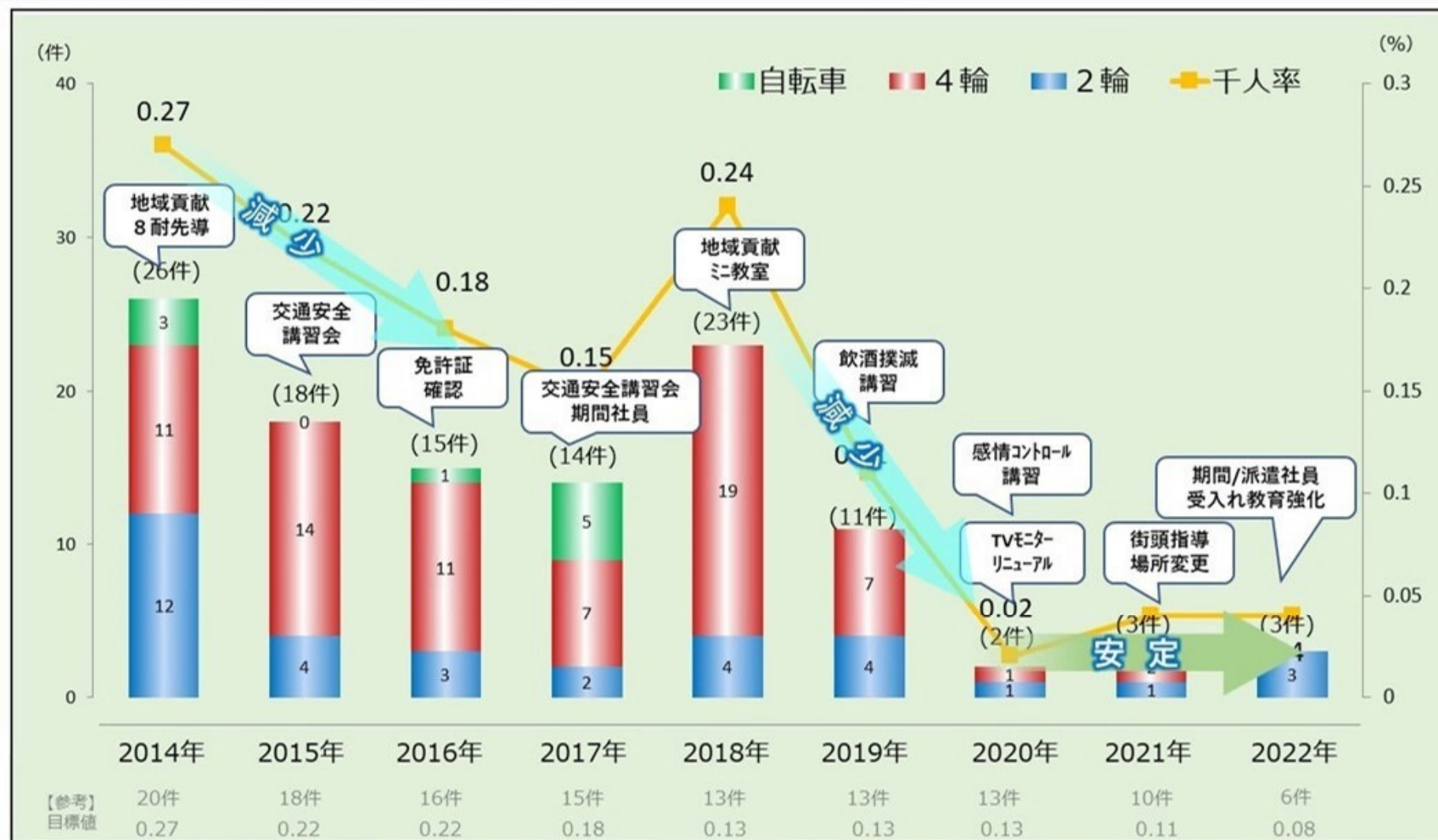
加害事故
自損事故
双方事故
発生数



月度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Cランク以上 (被害含む)	99期累計 0	1	3	4	6	6	6	7	7			
	98期累計 0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2
	前期比 0	1	3	4	6	6	6	7	6			
全事故累計 (被害を除く)	当月 1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	99期累計 1	1	2	2	3	3	3	3	3			
	98期累計 1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	3	3
	前期比 0	0	1	1	2	2	2	2	1			
全事故累計(被害含む)	1	2	4	5	7	7	7	9	9			
被害事故 発生数		WE2 C ★	ME A ★	MM C ★	管理生産技術 課 C ★			VQ B ★	WE2 D ★			

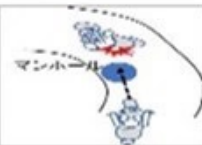
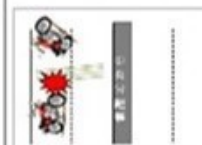
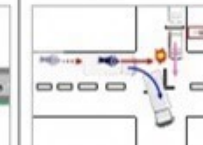
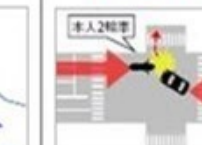
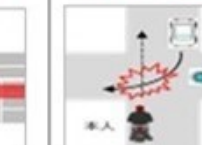
2022年度は管理上3件（昨年比+1件）、被害事故を含め2輪事故が9割を占める

交通事故推移と主要取組み（2014～2022年）



様々な取組みの継続が、意識向上に繋がり交通事故削減⇒安定に至っている

2022年 交通事故状況/取組み内容

事故	4月 6日	5月 26日	6月 6日	6月 14日	7月 30日	8月 10日	8月 30日	11月 3日	11月	
ランク	D：自損/人身	C：被害/人身	C：自損/人身	A：被害/人身	C：被害/人身	C：被害/人身	C：自損/人身	B：人身被害	D：被害/物損	
部門	LPFC	WE2	AF2	ME	MM	新機種生産技術	AF1	VQ	WE2	
雇用区分	正規	正規	正規	正規	正規	正規	正規	正規	正規	
年齢	51才	59才	61才	62才	53才	57才	52才	60才	58才	
事象	マンホールで前輪滑り	左折トラック巻込まれ	倒竹気づき遅れ	歩行中に跳ねられ	左側道走行車両と接触	二輪後方部に接触	カーブにて急ブレーキ転倒	右直事故	右直事故	
概要	緩やかな左カーブ進入時マンホールにより前輪が滑り転倒 	二輪にてトラックと並走、道沿いの工場へトラックが左折し巻き込まれた 	強風雨天候時、道路を塞いで倒れていた竹に乗り上げ転倒 	横断歩道を歩行中、後方から右折してきた四輪車に轢かれた 	二輪にて直進中、左側道から四輪車が飛び出し、避けようとして転倒 	二輪にて直進中、走行車線に出てきたタクシーと接触して転倒 	左カーブで駐車車両に気付くのが遅れ、急ブレーキを掛け転倒 	二輪にて直進中、右折してきた四輪車と接触し、相手はひき逃げ 	二輪にて直進中、右折してきた四輪車と接触し、相手は飲酒運転 	
	・二輪車交通事故多発による注意喚起（6月）  【臨時】交通安全NEWS 鈴鹿市警署 二輪車交通事故発生 ・臨時NEWS  ・通達文発行  ・一斉アナウンス  ・緊急モニター  ・動画KYT ・通勤経路自己検証					・交通事故を起こさないために  ・プロテクターについて  ・TVモニター (9月度反映)		《周知の再徹底》 *管理監督者から、一人ひとりに丁寧な周知を依頼 次ページにて詳細		
管理監督者より「注意喚起」、「周知」を依頼し、同時にモニターやKYT活動を実施							6月度の周知が「自分ごと」と捉えられていない			

《周知の再徹底》

＊管理監督者から、一人ひとりに丁寧な周知を依頼

□TVモニター

□通達文発行

□所内一斉放送

鈴鹿事業場
二輪車
交通事故多発

発生した事故は
自分の運転行動で
防げた事故です

自損・被害
↓
骨折・入院
8月末で6件発生

この状況を「自分ごと」と捉え
自らの運転を一考してください

二輪車を運転する方へ
「通達文」を「自分ごと」と捉え
自らの運転を一考してください

期間：9/5～9/30

9/5 発信

9/6 放送

従業員が自らから状況を知る環境作り

□駐輪場 看板設置



設置：9/9～9/30

□食堂 掲示



掲示：9/12～9/30

管理監督者から

「周知の再徹底」と従業員自ら「観て意識」する取組み実施

《安全運転教育の強化》

＊交通事故事案の特徴にあわせた

交通インストラクターによる安全指導

《2022年度 二輪交通事故（自損/被害）》



【共通点】

- ・50代以上
- ・普通自動二輪車
- ・講習未受講（4名）
- ・Cランク以上（7件）

【事故内容】

- ・自損/被害事故
- ・予知予測不足の事故
- ・操作不良による転倒

【言える事】

- ・自分ごとと認識していない
- ・自らを守る運転の不足
- ・速度・車間・走行位置

近々の発生状況を、自分ごとと捉える教育

【安全運転講習会の開催】 普通/大型自動二輪通勤登録者対象



「知識」と「体験」を学び、意識向上を高める

基本操作の確認

ルール/マナーの再認識

《受講優先項目》

- ・50才以上
- ・通勤に使用して6ヶ月以内
- ・部門からの推薦（条件問わず）

12月度 講習会受講者
27名

2023年度も継続

二輪車の特性/危険性を学び、実態と連動した教育を実施

【交通安全意識高揚に向けた活動】

動画TVモニター配信

【目（視覚）から入る安全意识】

毎月テーマに沿って、

『注目事項』『気づき』提供で注意喚起

前方不注意の危険について

前方不注意は、交通事故の大きな原因の一つです。特に、スマートフォンを操作しながら運転する「ながら運転」は、危険を招きます。

注目事項
前方不注意による交通事故の増加傾向。

気づき
前方不注意は、自分だけでなく、周囲の安全にも影響を与えます。

料さ/ほんやり

前方からある交通事故防止について

前方からある交通事故防止には、適切な安全距離の確保が重要です。急ブレーキや急加速を避け、スムーズな運転を心がけましょう。

注目事項
前方からの交通事故防止のための安全運転の重要性。

気づき
前方からの交通事故防止は、自分自身の安全だけでなく、周囲の安全にも関係しています。

交通事故情報

臨時交通安全活動

臨時交通安全活動は、交通事故の発生を未然に防ぐための重要な取り組みです。参加者には、交通安全の重要性が伝わり、意識が高まります。

臨時交通安全活動の開催スケジュールと参加者数。

季節/花粉症

季節や花粉症の影響で、運転者の視力や集中力が低下する可能性があります。運転時には、体調管理に気を配り、必要に応じて休憩を取りましょう。

季節/花粉症による交通事故の発生状況と予防策。

飲酒運転撲滅

飲酒運転は、交通事故の大きな原因の一つです。飲酒運転の撲滅には、社会全体での取り組みが必要です。

飲酒運転撲滅のための取り組みと成果。

雨天/路面

雨天や路面の状態は、運転者の視力や制動力に影響を与えます。雨天や路面の状態に応じた運転が求められます。

雨天/路面による交通事故の発生状況と予防策。

交通四悪に向けた取り組み



従業員全員が意識に気づきのある内容で展開（期間/派遣社員も受入れ時に教育）

鈴鹿市交通安全協会や三重県警などの施策と連動させた取り組みを実施

【地域貢献活動について】

鈴鹿安全衛生課

鈴鹿市交通安全キャンペーン先導走行



バイクであいたいパレード先導



交通安全普及啓発活動に参加

鈴鹿市交通安全週間出発式



地元の児童へ、ミニ交通安全教室を実施

地域社会に貢献できる交通安全活動の参画（コロナによる活動自粛で、3年ぶりに開催）

以上

緑色TSマーク付帯保険の補償内容と支払対象

◎TSマーク付帯保険は、点検・整備を行い安全な自転車であるという証として貼付されたTSマークに付帯される保険です。自転車搭乗者は特定しません。

	賠償責任補償	傷害補償	
	死亡又は傷害 (すべての人身事故)	死亡又は 重度後遺障害	入院15日以上
	限度額1億円 ※示談交渉サービス付き	保険金額 一律50万円	保険金額 一律5万円
支払いの対象	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が日本国内で第三者に死亡又は身体の傷害を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が日本国内での事故により、その日から180日以内に死亡又は重度後遺障害(1～4級)を被った場合	左記の事故によって、入院加療15日以上、傷害を被った場合 ※入院15日未満及び通院は補償の対象外です。
支払いできない主な場合	(共 通) ○盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故 ○道路以外の場所で競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故 ○自転車搭乗者の故意による事故 ○地震、噴火、津波による事故 (傷 害 補 償) ○頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの (賠償責任補償) ○同居の親族・同乗者に対する賠償事故 ○対物損害		
その他	○賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。 ○運転者が業務中に発生した賠償事故の場合、示談交渉サービスは提供されません。賠償責任補償の保険金は支払われます。 ○搭乗中の人は、自転車の所有者である必要はありません。 ○搭乗中とは、自転車から降りて、押して歩いている場合も含まれます。 ○事故は、道路上で起きたものに限りません。 ○重度後遺障害(傷害補償)とは、自賠法に定められている後遺障害1級～14級のうち1～4級をいいます。 ○暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められる場合、保険金をお支払いできないことがあります。		

※「示談交渉サービス」とは、保険金支払いの対象となる賠償事故について、保険会社がTSマークが貼付された自転車に搭乗中の方などの代わりに示談交渉を行ってくれるサービスです。

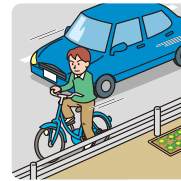
自転車は自動車と同じ車両です。
きちんと点検整備した安全な自転車で
ルールを守り安全運転に心がけましょう。



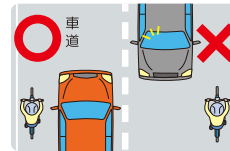
みんなで守ろう 自転車安全利用5則

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号遵守と交差点での一時停止・安全確認を行いましょう。



③ 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点灯しましょう。



④ 飲酒運転は禁止

自転車でも飲酒運転は禁止です。



⑤ ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



自転車に緑色TSマークで 安全・安心!



点 検 整 備 済
賠償責任・傷害保険付
(1年間有効)
自転車安全整備士番号

点 検 基 準 日 年 月 日

(公財)日本交通管理技術協会

TSマークは
点検・整備に付帯した
自転車向け保険です



**示談交渉
サービス付き**



プロの自転車整備士による点検・整備で安心

緑色TSマーク付帯保険

賠償責任補償(限度額) **最高1億円**
人身事故すべてが対象となりました



公益財団法人 日本交通管理技術協会

TS マーク

検索

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2丁目6番 エアマンズビル市ヶ谷
TEL. 03-3260-3621 URL <https://tsmark.jp/>

知ってますか？ 緑色TSマーク



手続きは簡単

お近くの自転車安全整備店で、点検整備（有料）を受け、TSマークを貼ってもらうだけ！

年齢に制限なし

年齢に関係なく、どなたでも入れます！

誰が運転しても補償の対象

TSマークが貼付された自転車であれば、原則どなたが運転しても補償の対象となります！

もしもの時に安心

緑色TSマークはすべての人身事故の相手が賠償責任補償の対象となります。賠償責任補償の限度額は**1億円**。安心が広がります！

安心の示談交渉サービス

スムーズな解決のためにあなたに代わって保険会社が示談交渉を行います。さらに、安心が広がります。ただし、自転車の搭乗者が業務中の場合は、対象外となります（保険金は支払われません。）。

※「TS」は、TRAFFIC SAFETY（交通安全）の頭文字をとったものです。
※付帯保険の内容については、裏面・左ページをご覧ください。

お近くの自転車安全整備店の検索は**こちら**



自転車安全整備店

検索

<https://www.tmt.or.jp/safety/index1.html>

もしも、事故が発生したら…



三井住友海上火災保険(株)
& 事故受付センター（24時間受付）

☎0120-258-189

【重要なお願い】

- ・110番又は交番・警察署へ事故の届け出を行ってください。
- ・事故受付センターにお電話の際は、はじめに「TSマークの事故の件です」とお伝えください。
- ・TSマークの「色」、「自転車安全整備士番号」、「点検基準日」を確認し、事故受付センターにご連絡ください。確認ができない場合は、加入確認ができず、事故対応ができません。

1年ごとの更新を忘れずに！



TSマーク付帯保険の有効期間は1年です

毎年1回は点検整備を受けて、TSマークを更新しましょう。

乗る前の
点検ポイントは
ここ！



ポイント
1

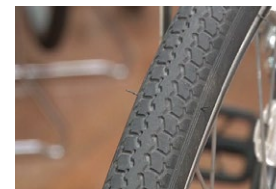
ブレーキ



まず、何より大切なのはブレーキ!!
ちゃんと利きますか？

ポイント
2

タイヤ



傷やヒビはありませんか？
すり減っていませんか？
空気は入っていますか？

ポイント
3

反射材



横から見て、反射材が地面から
垂直になっていますか？

ポイント
4

車体



フレームに亀裂はありませんか？
ハンドルやサドルに、がたつきや
ぐらつきはありませんか？
チェーンに錆びやたるみはあり
ませんか？

ポイント
5

ライト



ちゃんとつきますか？

赤色TSマーク付帯保険の補償内容と支払い対象

補償内容	傷害補償	賠償責任補償	被害者見舞金
●死亡又は 重度後遺障害 (1～4級) 一律 100万円 ●入院15日以上 一律 10万円	●死亡又は 重度後遺障害 (1～7級) 限度額 1億円	●入院15日以上 一律 10万円	
補償の適用	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が、国内の事故により、事故の日から180日以内に死亡又は自賠法で定める重度後遺障害(1～4級)を被った場合及び入院15日以上の傷害を被った場合	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が第三者に死亡又は自賠法で定める重度後遺障害(1～7級)を負ったことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が(加害者)が、第三者(被害者)に傷害を負わせ、その第三者が入院15日以上となった場合(法律上の損害賠償責任を負う場合) ※被害者見舞金10万円は、加害者から保険金を請求してください。そのうえで、保険会社から被害者に支払います。(加害者には支払いません)
支払いの対象	・賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。 ・搭乗中の人は、自転車の所有者である必要はありません。借りて搭乗していた方も適用になります。 ・搭乗中とは、自転車から降りて押して歩いている場合も含まれます。 ・事故は、道路上で起きたものに限られません。		
支払いできない主な場合	【共通】 ・盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故 ・道路以外の場所で競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故 ・自転車搭乗者の故意による事故・地震・噴火・津波による事故 【傷害補償】 ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの 【賠償責任補償・被害者見舞金】 ・同居の親族・同乗者に対する傷害や賠償事故・対物損害 等 ・暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められる場合、保険金をお支払いできないことがあります。		

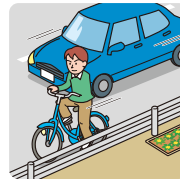


**自転車は自動車と同じ車両です。
きちんと点検整備した
安全な自転車で
ルールを守り安全運転に
心がけましょう。**

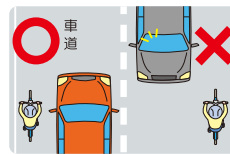
みんなで守ろう 自転車安全利用5則

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号遵守と交差点での一時停止・安全確認を行いましょう。



③ 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点灯しましょう。



④ 飲酒運転は禁止

自転車でも飲酒運転は禁止です。



⑤ ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



自転車に赤色TSマークで 安全・安心!

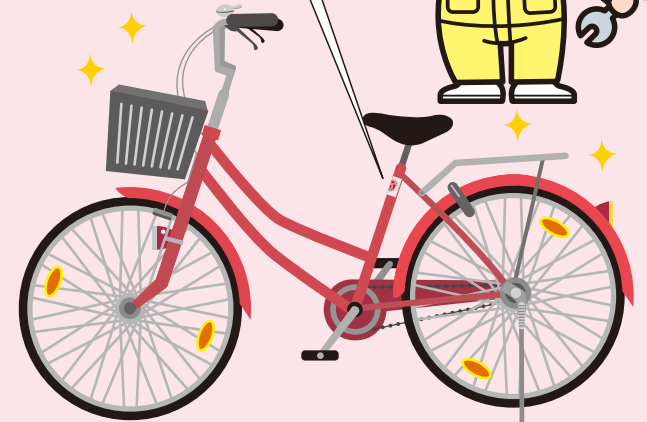


点検整備済
賠償責任・傷害保険付
(1年間有効)
自転車安全整備士番号



点検基準日 年 月 日
(公財)日本交通管理技術協会

**TSマークは
点検・整備に付帯した
自転車向け保険です**



プロの自転車整備士による点検・整備で安心

赤色TSマーク付帯保険

賠償責任補償(限度額) **最高 1億円**
傷害補償(死亡・重度後遺障害) 一律 **100万円**



公益財団法人 日本交通管理技術協会

TS マーク

検索

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2丁目6番 エアマンズビル市ヶ谷
TEL. 03-3260-3621 URL <https://tsmark.jp/>

知ってますか？ 赤色TSマーク



手続きは簡単

お近くの自転車安全整備店で、点検整備(有料)を受け、TSマークを貼ってもらうだけ！

年齢に制限なし

年齢に関係なく、どなたでも入れます！

誰が運転しても補償の対象

TSマークが貼付された自転車であれば、原則どなたが運転しても補償の対象となります！

もしもの時に安心

傷害補償と賠償責任補償、被害者見舞金がセットになっているので、もしもの時に安心です！赤色TSマークは賠償責任補償の限度額が**1億円**。安心が広がります！

※「TS」は、TRAFFIC SAFETY(交通安全)の頭文字をとったものです。
※付帯保険の内容については、裏面・左ページをご覧ください。

お近くの自転車安全整備店の検索はこちら



自転車安全整備店

検索

<https://www.tmt.or.jp/safety/index1.html>

もしも、事故が発生したら…



三井住友海上火災保険(株)
& 事故受付センター(24時間受付)

☎0120-258-189

[重要なお願い]

- ・110番又は交番・警察署へ事故の届け出を行ってください。
- ・事故受付センターにお電話の際は、はじめに「TSマークの事故の件です」とお伝えください。
- ・TSマークの「色」、「自転車安全整備士番号」、「点検基準日」を確認し、事故受付センターにご連絡ください。確認ができない場合は、加入確認ができず、事故対応ができません。

1年ごとの更新を忘れずに！



TSマーク付帯保険の有効期間は**1年**です

毎年1回は点検整備を受けて、TSマークを更新しましょう。

乗る前の
点検ポイントは
ここ！



ポイント
1

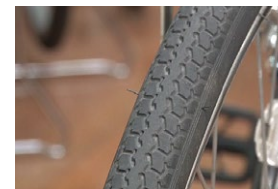
ブレーキ



まず、何より大切なのはブレーキ!!
ちゃんと利きますか？

ポイント
2

タイヤ



傷やヒビはありませんか？
すり減っていませんか？
空気は入っていますか？

ポイント
3

反射材



横から見て、反射材が地面から
垂直になっていますか？

ポイント
4

車体



フレームに亀裂はありませんか？
ハンドルやサドルに、がたつきや
ぐらつきはありませんか？
チェーンに錆びやたるみはあり
ませんか？

ポイント
5

ライト



ちゃんとつきますか？